



平成 27 年 9 月 25 日

各位

会社名 株式会社 バイテック
代表者名 代表取締役会長兼社長 今野 邦廣
(コード番号 9957 東証第一部)
問合せ先責任者 取締役執行役員 成瀬 達一
(TEL. 03-3458-4619)

「内部統制システム構築の基本方針」一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 25 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、改定箇所には下線を付しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①法令・定款・規程・企業倫理を遵守した行動をとるための「バイテック・グループ行動規範」を定め、これを遵守することを全取締役及び全従業員に徹底させる。
 - ②「バイテック・グループ行動規範」の遵守を確保する体制として、「コンプライアンス委員会」を設置し、適切な対応に努める。
 - ③内部通報制度の導入によって、バイテック・グループ行動規範の違反を早期に把握し、速やかに問題解決できるような体制を構築する。
 - ④財務報告の信頼性及び業務執行の適正性を確保するための運営組織である「内部統制委員会」及び業務執行部門から独立した監査部による内部統制の整備状況および運用状況の評価を行う。
 - ⑤反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための体制を構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、当社の「情報・文書管理規程」に従い適切に保存及び管理を行う。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び子会社の取締役は自己の分掌範囲についてのリスク管理体制として、「リスク管理規程」にもとづき、会議などを開催しモニタリングを行う。
また、重要度に応じて、親会社の取締役会へ報告する体制を構築する。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われる体制として、子会社の取締役会、親会社の取締役会を、それぞれ月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。また、重要事項については事前に VGM 会議で審議した上で、決議機関に上程することで職務執行の効率性を確保する。
 - ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」に従い、所属長がその責任範囲と権限において執行する。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社における業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」にしたがい、当社への決裁・報告を行うほか、毎月、子会社の取締役会の決議・報告内容を、親会社の取締役会において報告する。また監査部が子会社について内部監査を行い規程の遵守状況について確認する。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査等委員会は必要に応じて監査部に調査の依頼をすることができる。
 - ② 調査の依頼をする場合、監査等委員会の監査業務を補助する範囲内において、監査部の指揮命令権限は監査等委員会に帰属するものとし、取締役及び他の従業員はその権限を有しない。
 - ③ 監査部は監査等委員会との連携をとることを「内部監査規程」に定める。
 - ・ 監査部は監査計画立案にあたって事前に監査等委員会と十分協議する。
 - ・ 監査結果について取締役会に報告するとともに、監査等委員会へ報告する。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、使用人及び監査役は、監査等委員会に以下の報告を行う。

- ・ 子会社の取締役会にて決議又は報告した事項
- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合
- ・ 従業員が法令・定款違反をするおそれがある場合
- ・ その他会社の業績に影響を与える重要な事項
- ・ 監査等委員会から報告及び資料の提出を求められた事項

8. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社及び子会社は、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保する体制を構築する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について 生ずる費用又は債務の処理については、監査等委員の請求に従い速やかに行い得る体制を構築する。

以上